

第3期東浦町いきいき健康プラン21 策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定等に基づき、町民の健康の増進の推進に関する施策等についての計画（以下「第3期東浦町いきいき健康プラン21」という。）を策定するに当たり、意見を聴取するため、第3期東浦町いきいき健康プラン21 策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 第3期東浦町いきいき健康プラン21の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が依頼する。

- (1) 町内の医療機関の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 公募により選考された者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による依頼の日から第3期東浦町いきいき健康プラン21が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月19日から施行する。
- 2 この要綱は、第3期東浦町いきいき健康プラン21の策定の日をもって、その効力を失う。